

# 福岡県公報

令和元年11月8日  
第 53 号

## 目次

### 告示 (第396号 - 第403号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 2
- 飼料の試験結果の概要 (畜産課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 4

### 公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税務課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

## 告示

### 福岡県告示第396号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項 (中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕居272	株式会社大賀薬局 粕屋別府店	糟屋郡志免町別府西三丁目8-12	R1・7・1	居管・予居管
行居158	西宮市調剤薬局	行橋市西宮市五丁目9-8	R1・8・1	居管・予居管
飯居423	訪問看護ステーション ケアドゥ	飯塚市小正357-30	R1・9・1	訪看・予訪看
飯居425	デイサービスさんきゅー	飯塚市阿恵384-1	R1・9・1	通介・一号通
田支89	ケアプランセンター みらい	田川市大字楠627	R1・9・1	居支
像支61	ケアプランセンターラディアむなかた	宗像市宮田二丁目9-1	H24・10・1	居支
田川居377	グループホーム ほのほの	田川郡福智町弁城3081-1	R1・10・1	認共・予認共

### 福岡県告示第397号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田川居2	医療法人池尻診療所	田川郡川崎町大字池尻884-1	R1・10・1

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津介療2	北九州津屋崎病院	福津市渡1693	R1・8・31
大介301	植田医院	大牟田市大字倉永76	R1・8・28
大介歯104	原田歯科医院	大牟田市明治町二丁目18-3	R1・9・2
宮介薬21	すぎさか薬局	宮若市宮田275-12	R1・8・31
粕居109	訪問看護ステーションエルム	糟屋郡粕屋町大字大隈1055-1	R1・8・31
飯支111	ケアプランセンターみらい	飯塚市鯉田2359番地2	R1・8・31
飯居391	ヘルパーステーションみらい	飯塚市鯉田2359番地2	H30・12・31
大川居14	高邦会デイサービスセンター	大川市大字榎津160-1	H31・3・31

## 福岡県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4

項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大介307	医療法人飯田泌尿器科医院	医療法人 飯田クリニック	大牟田市正山町29	R1・9・2
宮介薬21	いきいき薬局 杉坂店	すぎさか薬局	宮若市宮田275-12	R1・8・1
嘉麻居73	ケアモールにぎわい荘	デイサービスにぎわい荘	嘉麻市下山田336	H28・5・1
女支15	居宅介護支援センター舞風台	姫野病院 居宅介護支援センター	八女郡広川町大字新代2316	H24・9・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大支74	大牟田市吉野地区地域包括支援センター	大牟田市大字吉野茶屋ヶ浦870-4	大牟田市大字白銀781-3	H31・1・1
大介307	医療法人 飯田クリニック	大牟田市浄真町44	大牟田市正山町29	R1・9・2
像居96	新生堂薬局 東郷まりし店	宗像市東郷六丁目2-1	宗像市東郷六丁目1-39	R1・9・1
行居138	訪問看護ステーションみずき	行橋市西宮市五丁目30-3	行橋市大字道場寺1439-386	H30・6・1
嘉麻居73	デイサービスにぎわい荘	嘉麻市飯田500-2	嘉麻市下山田336	H28・5・1
み支19	みやま市社協ケアプランサービス	みやま市瀬高町下庄801-1	みやま市瀬高町小川270	H30・10・1

み居36	みやま市社協ヘルパーステーション	みやま市瀬高町下庄801-1	みやま市瀬高町小川270	H 30・10・1
------	------------------	----------------	--------------	-----------

**福岡県告示第399号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和元年9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社 福岡工場 7290001007083 福岡市中央区	同左	くみあい配合飼料 肉用牛 新やまと繁殖	令和元年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、可消化養分総量	—
		くみあい配合飼料 パワーレイヤー	令和元年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、代謝エネルギー	—
		くみあい配合飼料 米すいーとん	令和元年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、可消化養分総量	—

注1 収去した飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「㊟」と記載している。

2 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質、一般鑑定の検査項目ごとに記載している。

3 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合には、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合には、

その内容を記載している。

**福岡県告示第400号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年1月29日農林水産省告示第122号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第401号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年9月9日農林水産省告示第1160号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第402号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

田川郡福智町伊方1683（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第403号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

田川郡福智町伊方1683（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町安野字下大和44番1、178番1及び178番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市乙金一丁目12番30号

株式会社サンキューテック

代表取締役 阿比留 長門

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字野田1100番1及び1100番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市城南区片江一丁目24番26号

合同会社閃き

代表社員 米村 昭三

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市小田字ヒカケ1039番4並びに字稲木田1063番1、1063番6、1063番7、1067番1及び1067番2並びに屋永字坂本2249番3、2266番1、2266番3、2266番4、2274番2、2285番及び2346番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市小田1080番地1

オーケー食品工業株式会社

代表取締役 大重 年勝

### 公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第64条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営開住宅	小郡市	3,500円	10,500円	令和元年10月17日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市長津三丁目832番1及び833番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

中間市長津三丁目4番26号

株式会社プロGRES2012

代表取締役 川上 公孝

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第7号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「県の補助を受けて購入した一般乗合バスに係る自動車取得税の取扱いについて」（平成23年8月1日22税第7097号総務部長通達）の廃止を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和元年11月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の廃止は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 廃止した日

令和元年9月30日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月8日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市上古賀一丁目311番1、311番3、311番5、312番2及び314番2並びに水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市武蔵五丁目8番18号

林 昌毅